



農業を始めたい人

応援します



市では、市内で農業経営を始めようとする人や農業経営を開始して間もない農業者に対し、給付金等の交付事業を行っています。
今年度からは、市と国両方の支援制度を活用することができます。
詳しくは、農政課へご相談ください。

お問い合わせ 経済環境部 農政課 (伊吹庁舎)
☎58-22228 ☎58-1719

新規就農者等支援費補助金 (市事業)

1 給付金等の額

月額3万円 (36か月を限度)

2 対象者

- ・市内に居住する18歳以上55歳未満の人
- ・農業で生計を維持するために農業経営を開始しようとする個人または法人の代表者
- ・次のいずれかに該当する人

①新規就農志向者

農業の生産技術などの取得のために6か月以上3年以内の期間で営農実習を受け、実習終了後に市内で農業経営を開始しようとする人

②新規就農者

市内で農業経営の基盤を取得し、農業経営を開始しようとする人

③独立就農者

農業の経営主のもとで3年以上従事し、市内で独立して農業経営を開始しようとする人

3 要件等

- ・就農計画書を提出し、審査の結果、市から新規就農者等の認定を受けることが必要
- ・補助対象は、就農に必要な経費(例) 研修費、就農の準備経費、農地や農業用施設・機械の取得費や賃借料、生産に係る経費など

4 その他

就農後5年以上継続して農業経営を行うことが必要です。就農後5年以内に廃止した場合は、補助金を全額返還していただくことになります。





▲苗の生育を確認する川瀬さん

青年就農給付金を活用して高番でイチゴハウスを営む川瀬陽介さんにお話を聞きました。

農業を始める前は、飲食店で調理をしていたという川瀬さん。店を通じていろんな農家と出会い、野菜をこだわって作ることで、ここまで料理に違いが出てくるのかという驚きから、だんだん自分もやってみたいという気持ちに変わってきたそうです。「それに、いいものを作る人たちが魅力的だったというのも農業を始めたいと思っ

た理由の一つかもしれません」と川瀬さん。

農業法人で3年働き、独立を考えた時に、県の農産普及課の紹介でイチゴ栽培の後継者を探していた堀江さんと出会い、後を引き継いだそうです。

農業は、子どもを育てる感覚に近いという川瀬さん。「子育て経験はないのですが、赤ちゃんのように育てた苗が実った時の喜びはひとしおです」とにっこり笑顔に。

川瀬さんは、木酢液などを使い農薬を減らす取り組みにもチャレンジしています。「伊吹山は葉草の宝庫と言われ、昔はヨモギやドクダミが薬として使われていました。こういう、人間の生活に身近にあったもので農作物を作って、味だけじゃなく、作る過程も美しい農業を目指したいです」と熱い想いを語ってくれました。

○農業技術や経営指導について

湖北農業農村振興事務所
農産普及課 ☎030-66031

○農業資材の斡旋、資金貸付等について

レーク伊吹農業協同組合
営農企画課 ☎030-2101

○農地の売買・賃借について

米原市農業委員会 ☎058-22226

○農業施策、人・農地プラン等について

米原市農政課 ☎058-22228

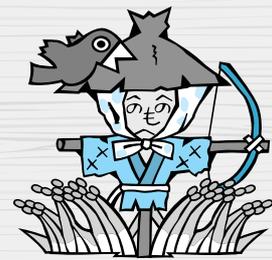
青年就農給付金（国事業）

1 給付金等の額

- ・1人あたり年間150万円（給付期間は最長5年間）
- ・夫婦で農業経営を開始する場合は、夫婦合わせて225万円（ただし、共同経営者である等の要件があります）

2 対象者

- 次の要件にすべて該当する人
- ・独立・自営就農時の年齢が、45歳未満で農業経営者となることに強い意欲があること。
 - ・経営開始計画（農業経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画）を作成すること。
 - ・「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置付けられていること（見込みも可）または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
 - ・前年度の総所得（農業経営開始後の所得に限る）が250万円未満であること。



3 要件等

次の要件をすべて満たすこと。

- ①農地の所有権または利用権を給付対象者が有していること。
- ②主要な農業機械・施設を給付対象者が所有しまたは借りていること。
- ③生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ④給付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経常収支を給付対象者の名義の通帳および帳簿で管理すること。

4 その他

生活保護、失業手当等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できません。